

公布された条例のあらまし

○漁業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 37 号）

- 1 漁業法の改正により、海区漁業調整委員会の委員の選出方法等が見直されたことを踏まえ、同委員が賠償の責任を負う額から免責する額を改定する等のため、佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例及び佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（第 1 条及び第 2 条関係）
- 2 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）

- 1 肥料取締法の改正に伴い、引用している同法の題名及び条項の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
- 2 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行することとした。

○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

- 1 肥料取締法の改正に伴い、引用している同法の題名の改正を行うこととした。（別表第 2 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、一部の規定を除き、令和 2 年 12 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）

- 1 個人番号を利用することができる事務に、高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒への修学支援及び奨学給付金に関する事務で規則で定めるものを追加することとした。（別表第 1 関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。